

令和7年12月22日
住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（12月15日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（12月15日付）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

一級建築士の懲戒処分について

1 堀口 雅史 (登録番号 第 273556 号)

① 処分の内容

令和 8 年 6 月 1 日から業務停止 9 月

② 処分の原因となった事実

埼玉県内の建築物（2 物件。以下「本件建築物」という。）について、グローリー一級建築士事務所（埼玉県知事登録（2）第 10658 号）の業務に関し、虚偽の確認済証及び検査済証を作成し、その写しを建築主に渡した。

また、本件建築物について、工事監理者として、それぞれ確認済証の交付を受けていないことを認識していたにもかかわらず、無確認で工事が行われることを容認した。

さらに、建築士法第 10 条の 2 第 1 項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかった。

2 永井 佳久 (登録番号 第 236029 号)

① 処分の内容

令和 8 年 6 月 1 日から業務停止 2 月

② 処分の原因となった事実

愛知県内の建築物（2 物件。以下「本件建築物」という。）について、株式会社ランドアーキ永井建築設計所（愛知県知事登録（い-4）第 12610 号）の業務に関し、本件建築物のうち 1 物件について、虚偽の確認済証を作成し、その写しを工事施工者に渡した。

また、本件建築物について、確認申請の代理者及び工事監理者（その他の工事監理者）として、それぞれ確認済証の交付を受けていないことを認識していたにもかかわらず、無確認で工事が行われることを容認した。

3 河津 琢 (登録番号 第 360415 号)

① 処分の内容

令和 8 年 6 月 1 日から業務停止 14 日

② 処分の原因となった事実

東京都内の建築物について、高松建設株式会社東京本店一級建築士事務所（東京都知事登録第 54842 号）の業務に関し、虚偽の確認済証を作成し、その写しを銀行に渡した。

以上